

若手研究者学術研究助成選考規程

第1条

本規程は日本統合医療学会若手研究者学術研究助成（以下「研究助成」という）対象者・団体を選考するための手続きを定めるものである。

第2条

研究助成対象者・団体の選考、及び研究助成の金額決定は、日本統合医療学会（以下、本会という）学術委員会と評価委員会の合議にて行われる。委員長は学術委員会委員長が務める。

第3条

1. 研究助成対象者・団体は、設定される募集期間に、本会規定の書式を用いて提出された応募の中から、審査する。
2. 募集は2年に1回とする。
3. 募集時期は12月とする。

第4条

研究助成対象者・団体の応募には、以下についての記載があることを要する。

1. 若手研究者学術研究助成規程第2条の目的を達する研究であること。
2. 研究計画が統合医療に関する研究であること。
3. 1種のTM（伝統医療）/CAM（補完代替医療）ではないこと。
4. 研究計画が具体的であり、先駆的であり、研究デザインが優れていること。
5. 人権の保護及び個人情報保護等法令等の遵守対応に問題がないこと。
6. 利益相反の状況が真実かつ明白であること。

第5条

本規程第2条の合議をもって、学術大会1ヶ月前までに研究助成対象者・団体選考の経過ならびに結果について、代表理事に答申する。代表理事は答申結果を理事会に付議し、研究助成対象者・団体を決定する。選考方法の詳細は別に定める「若手研究者学術研究助成選考規程細則」による。

第6条

本規程の変更は理事会の議を経たのち、総会にて報告するものとする。

附 則

この規程は2024年9月16日より施行する。